

茨木市 J P Q R 導入促進給付金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、国が推進するQRコード決済の統一規格である「J P Q R」の推進・普及を図るため、市が「J P Q R」を導入した市内事業者に対し、J P Q R 導入促進給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、キャッシュレス決済の推進、非接触決済による新しい生活様式の実践を図ることを目的とする。

(給付対象者)

第2 給付金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ事業実態のある中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる企業をいう。）。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業以外の会社をいう。）が所有しているもの、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているものを除く。
- (2) 申請日までに J P Q R を導入していること。
- (3) 申請日及び交付決定日において営業の実態があること。
- (4) 給付金受給後も市内で事業を継続すること。
- (5) J P Q R の導入に対して、市から他に助成を受けていないこと。
- (6) この要綱に基づく給付金の交付を受けていないこと。
- (7) 市税を滞納しておらず、又は滞納解消に取り組んでいると市長が認めるものであること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(給付金額)

第3 給付金の額は、1店舗につき30,000円とする。ただし、複数の店舗又は事業所を有する事業者は、それぞれの店舗又は事業所について30,000円とする。ただし、1事業者の上限額は150,000円とする。

(給付金の交付申請)

第4 給付金の交付を受けようとする者は、茨木市 J P Q R 導入促進給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) J P Q R 導入手続完了が分かる通知等の写し
- (2) J P Q R の導入状況を確認できる写真
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 給付金の振込口座の情報が確認できる書類その他市長が必要と認める書類

(給付金の交付決定)

第5 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において給付金を決定し、申請者に対し茨木市 J P

QR導入促進給付金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

2 市長は、審査の結果不相当と認めるときは、茨木市キャッシュレス決済導入支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に速やかに通知するものとする。

（給付金の交付請求）

第6 第5の茨木市J P Q R導入促進給付金交付決定通知書を受けた者は、当該通知書を受けた日から1月以内に茨木市J P Q R導入促進給付金交付請求書（様式第5号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（給付金の交付）

第7 市長は、第6の規定による給付金の交付請求を受け付け、審査の上、相当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第8 市長は、給付金の執行の適正を期し、給付事業の円滑な推進を図るため、その職員に、給付金の交付を受ける事業主の有する事業所等に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示を行うことができる。

（給付金の取消し等）

第9 市長は、給付金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により助成を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月14日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市J P Q R導入促進給付金交付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

市内事業所所在地

商号（法人名）

代表者

印

※自署の場合は押印不要

茨木市 J P Q R 導入促進給付金交付申請書

茨木市 J P Q R 導入促進給付金を次のとおり申請します。

1 申請者の情報

法人番号（法人のみ）		資本金（法人のみ）	
【法人】本社所在地（市外に本社がある場合のみ）			
【個人】代表者の自宅住所			
従業員数		業種	
開業年月日		電話番号	
JPQR 設置年月日			
メールアドレス			

2 交付申請 円

3 添付書類

(1)誓約書 (2) J P Q R 導入手続完了が分かる通知等の写し (3) J P Q R の導入状況を確認できる写真 (4)給付金の振込口座の情報が確認できる書類

様式第2号（第4関係）

誓約書

私は、茨木市 J P Q R 導入促進給付金（以下、「給付金」という。）の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

1 私は、下記の給付対象者の要件のいずれにも該当します。（□にチェックしてください。）

- 中小企業基本法第2条第1項各号に定める中小企業者（みなし大企業を除く。）である。
- 茨木市内に事業所を有している。
- 申請日以前から現在まで、事業を営んでいる。
- 今後も市内で事業を継続する。
- J P Q R の導入に対して、市から他に助成を受けていない。
- 茨木市の市税の納付に係る手続を行っており、滞納がない、または滞納解消に向けた手続をとっている。
- 暴力団又は暴力団員の統制下にある事業者ではない。

2 私は、下記のいずれにも同意します。（□にチェックしてください。）

- 申請内容について、市からの問い合わせや資料の提供等の求めがあれば、誠実に応じ、給付金交付申請のため、市が事業実態等の確認を行うこと。
- 給付金の交付審査のため、市が求める資料を提供し、市が私の営業実態等の確認を行うこと。
- 市が市税等の課税及び納税状況について関係機関に照会すること。

※申請内容や同意事項に虚偽が判明した場合または給付金の交付後に対象者の要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還していただく場合があります。

以上

（あて先）茨木市長

年 月 日

市内事業所所在地

事業所名

代表者名

Ⓜ

（自署の場合は押印不要）

代表者の生年月日

年 月 日

様式第3号（第5関係）

茨木市指令 第 号

所在地

名称
代表者氏名 様

茨木市 J P Q R 導入促進給付金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市 J P Q R 導入促進給付金は、次の条件を
付けて、金 円を交付します。

年 月 日

茨木市長



様式第4号（第5関係）

茨木市指令 第 号

所在地

商号（法人名）

代表者

様

茨木市 J P Q R 導入促進給付金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市 J P Q R 導入促進給付金について、不交付と決定したので通知します。

年 月 日

茨木市長



様式第5号（第6関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

市内事業所所在地

商号（法人名）

代表者

㊟

（押印必要）

茨木市 J P Q R 導入促進給付金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった茨木市 J P Q R 導入促進給付金を次のとおり請求します。

1 金 額 円

2 振 込 先

金融機関名	銀行・信金・その他		金融機関コード				
支店名	支店・支所		支店コード				
預金種別	普通・当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義							